

令和8年度国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)

連携事業に係る業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年12月

大阪市環境局
環境施策部 環境施策課
(都市間協力担当)

目次

1 案件名称	2
2 業務の背景と目的	2
3 業務内容	3
4 事業規模 (契約上限額)	3
5 契約期間	3
6 履行場所	3
7 費用分担	3
8 契約に関する事項	3
9 応募資格等	4
10 スケジュール	5
11 応募手続き等に関する事項	5
12 選定に関する事項	7
13 その他	9
14 提出先、問合せ先	10

【別添資料】

- 資料 1 「仕様書（案）」
- 資料 2 「再委託に係る特記仕様書」
- 資料 3 「業務委託契約書」

1 案件名称

令和8年度国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP-IETC)連携事業に係る業務委託

2 業務の背景と目的

(1) 背景

国連環境計画 国際環境技術センター（以下、UNEP-IETC）は、『自然と人間との共生』をテーマに1990年に開催された「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、大阪の環境保全の経験を活かすため、1992年に本市が誘致した環境分野の国連機関である。

UNEP-IETCは化学物質や廃棄物、大気環境の分野において重要な役割を担っており、各國政府や地方自治体、学術界、市民社会、民間企業といった幅広いパートナーと連携し、環境上適正な廃棄物管理を実施するために必要な科学、技術的知識とツール等を提供している。UNEP中期戦略計画2022-2025に基づく途上国における廃棄物管理支援や循環経済への移行促進を推進するため、能力開発に関するプログラムの実施、アウトリーチ活動や専門家グループとの政策対話等も展開しているほか、持続可能な社会の実現に向けた市民の行動変容に繋げることを目的に、市民向けイベントや教育啓発活動などを通じて持続可能なライフスタイルの促進及び市内におけるUNEP-IETCの認知度向上を図る「UNEPサステナビリティアクション」を推進してきた。

UNEPの中期戦略計画2026-2029では「持続可能な生産と消費」、「循環型経済」、「廃棄物・汚染対策」の統合的推進が重点領域として掲げられており、その実施にあたっては企業が市場を通じて持続可能な製品やサービスを提供し、循環型経済へとシフトしていくことが重要であることから、令和8年度からは市民への啓発に加えて企業との連携をさらに強化し、市民・企業・行政の協働により循環型経済の実現をめざす。

本市は、UNEP-IETCの役割である環境上適正な技術の途上国への移転促進及びアウトリーチ活動等は地球規模の環境問題の解決に重要であると認識し、UNEP-IETCと連携して取り組んでいくこととしている。

(2) 目的

本業務において、UNEP-IETCの取り組みと連携する目的は以下の通りである。

ア) これまで本市が培ってきた廃棄物管理など環境保全や地球温暖化対策の経験を開発途上国に呈し、その都市の環境保全対策及び脱炭素社会の実現を支援する。

イ) UNEP-IETCが推進するアウトリーチ活動を通じて、持続可能な社会をめざす取組みをより多くの市民や企業に認識してもらい、本市がめざす、SDGs達成に貢献する環境先進都市の実現に向けた市民や企業の行動変容に繋げる。

ウ) 廃棄物等に関するUNEP-IETCの取り組みや時勢に沿ったテーマに関する活動に関連したUNEP全体の情報を収集し、広報を企画・実施することにより、UNEP-IETCおよび開発途上国に対する認知度、関心、理解を向上させる。

エ) UNEP-IETCと民間セクターとの連携を促し、廃棄物をはじめとする環境課題を有する海外都市の技術的課題の解決に貢献するとともに、大阪・関西企業の海外展開の促進により大阪・関西経済の活性化を図る。

上記ア～エの目的を達成するためには、UNEP-IETCがもつ国際ネットワークを活用した国際環境協力ネットワークの構築及び海外都市の支援ニーズの把握、効果的な広報活動が必要不可欠であることから、本業務では、（1）環境分野での海外協力及び連携に係る支援、（2）国際ワークショップの実施、（3）UNEP-IETCの広報支援、（4）2030年以降を見据えた持続可能な社会・経済システムの構築支援のためのイベント実施を行うものである。

3 業務内容

- (1) 環境分野での海外協力及び連携に係る支援
 - (2) 国際ワークショップの実施
 - (3) UNEP-IETCの広報支援
 - (4) 2030年以降を見据えた持続可能な社会・経済システムの構築支援のためのイベント実施
- ※具体的な内容については、別添資料1「仕様書」を参照のこと。
※過去の取組事例については、大阪市環境局ホームページ「環境を通した広域連携・国際協力」の「国連環境計画等の国際関係機関への協力・支援」の項目
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000364999.html>) を参照のこと。

4 事業規模（契約上限額）

金 25,436,000 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 2,312,363 円)

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※なお契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

6 履行場所

国内及び海外

7 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

8 契約に関する事項

- (1) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

大阪市契約規則（大阪市規則第18号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることが

ある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別添資料3「業務委託契約書（経常型）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

別添資料2「再委託に係る特記仕様書」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

9 応募資格等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。

カ 過去5年間に、外国人を招聘して、環境関連の国際イベントを企画運営した業務の受注実績（共催を含む）があること。

(2) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの条件を満たす事業者同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。

ア 構成員※は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、その者が参加手続きを行うこと。また、代表者は、全体の意思決定・管理運営等に全ての責任を持つこと。

イ 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委

任状を提出すること。

- エ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同企業体の構成員となることはできない。
- カ 共同企業体の代表者については、(1) カの条件も満たすこと。
※構成員とは、共同企業体を構成する2つ以上の各事業者のこと。

10 スケジュール

公募開始	令和7年12月10日
質問受付期間	令和7年12月10日から令和8年1月16日
質問に対する回答	令和8年1月28日
参加申請関係書類の受付期間	令和7年12月10日から令和8年1月28日
参加資格決定通知	令和8年1月30日
企画提案書の受付期間	令和8年2月5日及び6日
選定会議の開催	令和8年2月下旬（予定）
選定結果通知	令和8年2月下旬（予定）
契約締結、事業開始	令和8年4月1日
事業完了	令和9年3月31日

11 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和7年12月10日から令和8年1月16日 午後5時まで

※ 受付期間を過ぎたものは受け付けないので注意すること。

イ 提出方法

別紙「質問書」（様式1）に記載し、14の提出先まで電子メールにより送付し、送付後は電話確認を行うこと。

電子メールの件名は「質問：国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業」とすること。

ウ 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和8年1月28日中に環境局ホームページに掲載する。口頭による個別回答は行わない。

（質問に対する回答は、公募期間中は当該ホームページにて掲載）

回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、市は一切の責めを追わない。

なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間・時間

- ・ 令和7年12月10日から令和8年1月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
 - ・ 9時30分から12時及び、13時から17時まで
- ※ 受付期間を過ぎた場合、また受付時間外は受け付けないので注意すること。

イ 提出方法

受付期間までに**14**の提出先まで提出すること。持参のほか郵送等（提出期限必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

※ 持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3262）を行うこと。

ウ 提出書類

提出書類		【単独法人等】	【共同企業体】
①	公募型プロポーザル参加申請書（様式2－1）	○	
①'	公募型プロポーザル参加申請書（様式2－2、様式2－2別紙）		○
②	誓約書（様式3）	○	○
③	定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料（用紙：A4）	○	○
④	共同企業体届出書兼委任状（様式4）		○
⑤	共同企業体協定書 ※写し		○
⑥	業務実績調書（様式5）及び調書に記載した業務の契約書の写し	○	○

※【共同企業体】については、②、③及び⑥は構成員となる全ての事業者について提出すること

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和8年1月30日に様式2に記載のメールアドレスあてに電子メールにて通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 提案内容のPRポイントを含め全体を簡潔に要約した資料
- (イ) 次の項目にかかる提案内容が記載された提案書（各項目A4版3枚まで）
 - ①事業を実施するにあたっての基本方針
 - ②【仕様書5（1）】環境分野での海外協力及び連携に係る支援業務
 - ③【仕様書5（2）】国際ワークショップの実施業務
 - ④【仕様書5（3）】UNEP-IETCの広報支援業務
 - ⑤【仕様書5（4）】2030年以降を見据えた持続可能な社会・経済システムの構築支援のためのイベント実施業務

- (ウ) 全体のスケジュール
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 業務従事者の経歴及び実績（過去5年間程度）（様式6）
- (カ) 業務見積書（様式7または任意の様式、積算内訳を明確にすること）
※すべての書類は、A4版で作成すること。
※参加者が共同企業体の場合、代表団体及びすべての共同団体について(オ)を提出すること。
※(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)の様式は任意とする。

イ 提出部数

正本1部（記名・代表者印を押印したもの）
副本5部（※）

※ 副本には、記名・押印せず、事業者を推定できる内容（事業者の商号、名称、代表者氏名など）にマスキングの処理を行うこと。

ウ 提出期間

令和8年2月5日及び6日【必着】
9時30分から12時、13時から17時まで
※ 受付期間を過ぎた場合、また受付時間外は受け付けないので注意すること。

エ 提出方法

14の提出先まで郵送または持参すること。郵送は提出期限必着とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

12 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定会議を開催し、プレゼンテーション審査を実施する。

(2)に記載する評価項目についての意見を選定会議の委員から聴取のうえ、本市で受託予定者を決定する。

選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プrezentation審査

ア 実施日時

令和8年2月下旬（予定）
※具体的な日時については、様式2に記載のメールアドレスあてに電子メールにて通知する。

イ 実施場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1－5－1 あべのルシアス 12階
大阪市環境局 第1会議室（予定）

ウ 内容・方法等

11 (3) アの提出資料を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて、事務局から資料の追

加提出を求める場合がある。

1社あたり30分程度（うち説明約20分、質疑応答約10分）とする。ただし、参加社多数の場合、説明時間を変更する場合がある。

参加者は1社あたり2名以内とし、共同企業体の場合も同様とする。

エ 留意事項

プレゼンテーション当日の予定は別途通知する。指定した時刻に遅刻した場合は、天災等の不可抗力が生じた場合を除き、失格とする。

（2）選定基準・方法

評価項目	審査内容	配点
業務の目的及び内容に対する理解度	<ul style="list-style-type: none">提案内容が、事業の趣旨及び目的に合致するか。仕様書に記載した業務要件を満たす、或いは、それよりも優れた提案内容となっているか。	20点
提案内容の創意工夫	<ul style="list-style-type: none">事業目的を達成するうえで、各業務内容（（1）～（4））において、優れた成果を期待できる提案内容となっているか。提案内容に際立った工夫が含まれているか。	40点
業務遂行にかかる実行力	<ul style="list-style-type: none">事業を実施するのに必要かつ十分な人員配置となっているか。事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。	20点
類似業務の経験と成果	<ul style="list-style-type: none">類似業務の受注経験が豊富か。	10点
費用積算根拠の妥当性	<ul style="list-style-type: none">積算方法が明示されており、それが妥当なものであるか。	10点
合計		100点

※合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、「提案内容の創意工夫」の点数が最も高いものを委託予定事業者として選定する。

※合計点が最も高い提案者の評価が100点満点中60点を下回った場合は、受託予定事業者を選定しないことがある。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、便宜を図るよう働きかけを行うこと
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- オ （5）に記載する選定結果通知までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

- カ 参加申請手続き及び企画提案に係る提出書類に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 参加申請手続き及び企画提案に係る提出書類が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法・提出先・受付期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プrezentation審査を欠席すること。

(4) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- ア 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

(5) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和8年2月下旬頃に選定結果を通知するとともに、環境局ホームページに掲載する。

13 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報・法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 契約に関する事項

- ア 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、委託予定事業者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。
- イ 受託予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価点が60点を下回っている者を除く。

14 提出先、問合せ先

担当：大阪市環境局環境施策部環境施策課（都市間協力担当）

住所：〒545-8550

　　大阪市阿倍野区阿倍野筋 1－5－1 あべのルシアス 13階

電話：06-6630-3262

ファックス：06-6630-3580

電子メール：ja0081@city.osaka.lg.jp

開庁時間：9時から17時30分まで（土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分
～13時を除く）